

令和4年度 第1回埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会

日時：令和4年6月16日（木）午後1時30分～3時30分

場所：彩の国すこやかプラザ 2階研修室

発言者	発言要旨
進行：事務局 (県社協 熊井部長)	<p>本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。ただ今から、令和4年度第1回埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会を開催いたします。</p> <p>私は、進行を務めます埼玉県社会福祉協議会の熊井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてですが、県では、外部の委員の皆様を含めたこのような会議につきまして、御検討いただく内容が個人のプライバシーを侵害するおそれ、あるいは、特定の者に不利益を与えるおそれがあるなどの場合以外には、原則として公開することといたしております。</p> <p>本日の会議の内容については、非公開の事由には当たらないものとして公開とし、会議資料は会議終了後速やかに、会議の議事録は後日、ホームページで公表させていただきますので、御了承ください。</p> <p>また、記録のための録音及び写真撮影を行いますので御了承ください。</p> <p>つぎに、議長の選出を行います。推進協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、議長は、委員の互選により選出したいと存じます。どなたか御意見はございますでしょうか？</p>
(大石委員)	<p>学識経験者として参画いただいている「立教大学 田中委員」を議長に御推薦したいと存じます。ヤングケアラー支援の見識が高く、適任だと考えます。</p>
事務局 (県社協 熊井部長)	<p>御意見ありがとうございます。ただいま大石委員から、田中委員の御推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p>

<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>〈事務局からー 資料2・3・4を説明 ー〉</p> <p>(1) ヤングケアラー支援における課題及び今後の協議事項 (2) 市町村域におけるヤングケアラー支援にかかる手引きの作成について</p>
<p>田中議長</p>	<p>資料3「各課題と協議事項」にて、課題の全体像を整理してもらいましたが、この課題と協議事項で十分かどうかという論点かと思えます。</p> <p>進め方としては、初めに、「手引き」について協議し、イメージを共有した後に、「各課題と協議事項」について、御意見をいただくと思います。</p> <p>では、資料4の「手引き」の作成について、御質問、御意見はございますか。</p> <p>この2種類、地域活動者向けというのはビジュアル的に見やすい10ページほどのもので、理解者を増やしていきたいという思いがありましたね。そして公的機関向けのものもありますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、地域活動者向けという観点で、子ども食堂の立場から東海林(しょうじ)委員、こういった手引きを作成していくことについて御意見はありますか。</p>
<p>東海林委員</p>	<p>埼玉県子ども食堂ネットワークの東海林です。</p> <p>大前提としてお聞きしたいのですが、先程説明のあった支援体制イメージの資料には、子どもの居場所というところで、発見・把握する場所として子ども食堂が載っています。埼玉県全県に広がる子ども食堂の協力を得て、ヤングケアラー問題に対応していくという認識で考えています。</p> <p>恐らくこのヤングケアラーは、県内全ての子ども食堂にアナウンスし、意識を高めるなどかなり時間がかかりますし、専門的な内容を継続的に伝えていかなければならないと考えています。</p> <p>その中でやはり専門的な部署をつくって、県域のネットワークとしては継続的に子ども食堂に周知していくことも必要かと思えます。</p> <p>事務局にぜひ最初にお聞きしたいのですが、こういった部分での運営にかかる事務費など費用の割り当てなどはどのように考え</p>

田中議長	<p>られていますか。質問の趣旨と違ってすみません。</p> <p>ありがとうございます。貴重な御意見です。</p> <p>手引きについてはいかがですか。そういったものができるということや、広めていくための手段になるかという点ではいかがでしょうか。</p>
東海林委員	<p>こういったものが必要になると、それを今度は発信していくという段階になると思います。これは非常にわれわれとしては大切な手段になると思います。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。発言の中で、やはり専門的な部署が、子ども食堂のネットワークの中でも必要ではないか。また普及していくための時間や、継続するための費用等も掛かってくる。この辺りについての課題認識がありました。現時点でお答えできるところでお願いしたいと思います。</p>
事務局 (県社協 大島主幹)	<p>御質問をありがとうございます。やはり支援活動を継続していくことは非常に大事です。</p> <p>そのためには財源の確保は必要だと考えています。資料3の課題の整理の中でも、7の項目の中で、支援を拡充・継続するための工夫についても、検討課題の1つにしています。</p> <p>それから、現時点での財政的な支援としては、資料の1の2ページ、県社会福祉協議会の部分で、子ども食堂・未来応援基金があります。</p> <p>ヤングケアラー支援におけるそれぞれの団体支援として、現在この基金の活用を具体策として考えています。</p>
東海林委員	<p>各子ども食堂、子どもの居場所については、この基金は活用可能という認識ですが、県域の中間支援団体の場合は往々にしてそういった助成金、補助金等対象にならない場合があります。その辺りはいかがですか。</p>

<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>こちらは県域の中間支援団体、直接の実施団体を特に区別せず、必要な支援を行うことを考えています。実施段階で改めて御相談させていただきます。</p>
<p>東海林委員</p>	<p>承知しました。ありがとうございます。</p>
<p>田中議長</p>	<p>その他、御質問や御意見等はいかがですか。 大石委員、お願いします。</p>
<p>大石委員</p>	<p>埼玉経済同友会の大石です。手引きの作成ということで、非常にいいお取り組みだと思えます。ぜひこういったものが関係する方々に配られ、啓蒙が図られることを期待します。</p> <p>意見は2つあり、1つ目はこの手引きの作成について、大まかなスケジュール感があれば教えていただきたいです。</p> <p>もう1点は資料3の1番、ヤングケアラーの理解の課題のところで、ヤングケアラーは自身はヤングケアラーである自覚がないとありますが、子どもたちは、自分たちが今やっていることがヤングケアラーのことなのだとして理解していないというか、自覚していないということだと思えます。</p> <p>手引きの対象者は地域活動者向け、公的機関向けとなっていますが、そもそも子どもたちに啓蒙をするような内容の手引きを作成する考えはあるのですか。</p> <p>もしくはこの手引きで代用できるのか、または他の手段があるのか。もしお考えがあるようであれば教えていただければと思います。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。県地域包括ケア課の宮下委員、お願いいたします。</p>
<p>宮下委員</p>	<p>県地域包括ケア課の宮下です。今大石委員から、子どもの自覚を促すような、あるいは自分がヤングケアラーだと気付かせるような取り組みというお話がありました。昨年来、県ではさまざまな事業を通して、子どもに対してのアプローチをしているところ</p>

	<p>です。</p> <p>一番端的な例で言うと、子ども向けのヤングケアラーのハンドブックを作りました。これは県内小学校4年生以上の高学年、それから中学生、高校生の、全児童・生徒に対しまして、ヤングケアラーとは何かというような啓発用のハンドブックを配りました。</p> <p>これを見ていただいて、もしかしたら自分とは気付いていただけるような、あるいは気付いていただいたら、相談先も記載していて、例えばここに電話すればいい、あるいはメールを送ればいいというような取り組みをしています。その他にも、児童・生徒向けの研修をしているところです。</p>
<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>もう1点御質問がありましたスケジュールですが、先程の資料1の5ページをお開きください。</p> <p>完成自体は2月と考えており、11月の全体会に向けては、県協議会の協議結果を踏まえた素案のようなものを準備したいと考えています。</p>
<p>田中議長</p>	<p>具体的な質問をどうもありがとうございました。その他、手引きについていかがですか。</p> <p>関崎委員、お願いします。</p>
<p>関崎委員</p>	<p>富士見市教育相談室の関崎（せきざき）です。</p> <p>この手引きは、地域活動者向けと公的機関向けの2つということですが、これは支援者に向けた手引きかなと捉えました。</p> <p>先ほどあったように子どもの実態として、自分がヤングケアラーだという自覚はないと言い切れませんが、少ないと思います。</p> <p>1つにはヤングケアラーということが、この1年ぐらいでやっと先生たちに広まりつつある状態です。子どもたちはヤングケアラーということに触れてもいないし、用語に触れる経験をしていないということがあるかと思います。</p> <p>ですので、今後ヤングケアラーというのはこういうものだと理解したら、もう少し変わってくるかと思っています。</p> <p>例えば、富士見市は、ヤングケアラーハンドブックを配らせていただきました。</p> <p>それから他市ではアンケートなどもやっています。ヤングケア</p>

	<p>ラーという言葉について、自分がこれだとは言っていないが、きょうだいの世話をしている、具体的な事例については当てはまるなど、具体的な事例とヤングケアラーという言葉を結び付けていく段階にあるかと思っています。</p> <p>については、支援者向けのものも必要ですが、子どもたち本人向けという視点も必要かと考えてみましたが、いかがですか。</p>
田中議長	<p>子どもたちに、ヤングケアラーというのはどういう状況なのか具体的な事例を示して、自分がやっていることと結び付けられるような媒体、手引きが必要ではないかという御意見ですね。</p>
関崎委員	<p>手引きなり方法です。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。この質問に対してどなたか御意見ありますか。</p> <p>大事な点ですよ。</p>
宮下委員	<p>たびたびすみません、県地域包括ケア課の宮下です。</p> <p>先ほど児童・生徒さんにハンドブックを配っていただいたのだと思います。</p> <p>この中には、実際にこのようなことをしている人がヤングケアラーに該当するとあります。</p> <p>全部それがマッチするかというお話はありますけれども、そのような記載をしてお配りしております。</p> <p>ただ御指摘のように、例えばもう少し詳しい具体例などもというお話はあるのかもしれませんが、そういうところは検討する余地があるかもしれません。</p>
事務局 (県社協 大島主幹)	<p>御意見をありがとうございます。こちらの手引きは支援者向けでイメージしていたものですが、当然御指摘いただいたように、子どもたち本人がどう理解していくかも重要な課題の1つだと思います。その方法でどういったことがあるかも議論していきたいと思っています。</p> <p>手引きということではなく、1つの参考例ですが、本日お配りした参考資料の3枚目を御覧ください。深谷市社協が取り組んだチ</p>

<p>田中議長</p>	<p>ラシです。</p> <p>昨年度の取り組みの中で、深谷市社協はLINEによる相談窓口を開設しました。そのときにこのチラシを作成して、左側にどういう状況の場合に当てはまるかというところで、ここにチェックが入ったらLINEで相談してみて、というようなものでした。</p> <p>これを子どもたちに配ることで、自分たちが該当するかどうかを考えて、相談につなげたいという試みでした。これは方法の1つの例ですが、子どもたちがどうすれば声を上げられるかの工夫を、手引きの作成によらず検討したいと考えています。</p> <p>ありがとうございます。とても大きな課題であり、取り組んでいく必要のある点だと思います。</p> <p>小関委員、実際に現場でスクールソーシャルワーカーとしてお子さんたちと向き合っているお立場だと思います。本当に現場の肌感覚で、実際にどう伝えていくか、認識を持ってSOSや愚痴を言えるなど、解決を望んでいるわけではない子どもたちもいるかもしれませんので、いろいろな声を拾っていくという中で、学校現場の現状も含めて、伺えたらと思います。</p>
<p>小関委員</p>	<p>スクールソーシャルワーカーの小関です。確かに逆に言わないでほしいと、自分がそのヤングケアラーだと知られるのは嫌だという子どものほうが多いです。</p> <p>それが先に進まない理由なのかというのはあります。その辺のところを私たちがどのように子どもたちに理解させてあげるか、それが一番大事かと現在感じています。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。ヤングケアラーと言われるのが嫌だというのはとても貴重な声で、私もそういった声を聞いています。</p> <p>SOSを出すこと、相談をしたい子どもたちのタイミング、本当にいっぱいいっぱいになったときに誰かに聞いてほしいというところもあります。</p> <p>ヤングケアラーというのはこういう人などというレッテルだとか、いろいろなメディアで、少しハードな状況のヤングケアラーが描写されると、私はそこまで大変ではないとか、言いたくない</p>

<p>椎名委員</p>	<p>という思い、意思表示を持っている方もいます。</p> <p>そういった声もしっかり受け止めながら、本当に困ったときはいつでも相談していいのだというメッセージを出し続けることも、本当に大切だと思います。おっしゃるとおりで、言われたくないという感情を持っているお子さんは多くいるのではないかと思います。御指摘をありがとうございます。</p> <p>手引きの作成についてお話をしていますが、公的機関向けで、教育現場からもお話がありました。医療現場の椎名委員のお立場ではいかがでしょうか。</p> <p>さいたま赤十字病院の椎名です。</p> <p>医療現場は多職種での職場です。なかなか1つの手引きだけでは周知しづらいのが正直なところ。ただし、あるのとないのとでは、やはりあったほうがいいのかと思います。</p> <p>医療現場だと、ヤングケアラーについては、実際にケアを受けている側の親などのほうが、受診につながるケースが多いかと思えます。</p> <p>救急搬送されて来られるケースで、例えば親御さんが過量服薬で搬送された場合、救急要請をして搬送されることがほとんどですが、その場合、警察にも一方が入れられます。そこで小さいお子さんしかいない場合には、警察が児童相談所に連絡して保護してもらっている。病院にお子さんが来ることはありません。</p> <p>過量服薬の場合、当院は重篤でなければ数日で退院となる方がほとんどです。お母さんは体がよくなると子どものことを心配しますが、児童相談所に保護してもらっている。病院の退院時のサポートとしては、現状では、なかなか手厚くはできていません。</p> <p>児童相談所と連絡を取って退院後にどうするかという手立てを話して、親に伝えて、そのような対応で退院していただくことが多いです。</p> <p>細かいところを言うと、この手引きプラス、やはり多職種向けに、ヤングケアラーだけではなくて、子どもに関わる形で総合的な内容を網羅されたほうがいいのかと思いました。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。こちらもすごく重要な点で、先に手引きの件について御意見を伺っていますが、中身も踏まえてお話し</p>

<p>清水委員</p>	<p>いただいているなと思います。 ヤングケアラーだけでなくその親や祖父母、家族全体、総合的な視点での内容が含まれる必要があるのではないかというご意見かと思っています。 その他いかがですか。</p> <p>清水委員、お願いします。</p> <p>埼玉県の民児協の清水です。 手引きは、2つに分けなければいけないのでしょうか。 多分こういった問題を抱えているお子さんは、学校からいろいろ相談があってという形になると思いますが、実際に活動する民生・児童委員は、支援の細かいところを求めてくるかと思っています。 この地域活動者向けと、公的機関向けのものと分ける必要があるのか、ちょっと疑問に思いました。 いろいろなケースが起きるでしょうから、細かければ細かいほど、手引書というのは有効に使える部分があるのではと思います。</p>
<p>田中議長</p>	<p>どうもありがとうございます。貴重な御意見だと思います。 事務局、いかがですか。</p>
<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>ありがとうございます。公的機関に限らず関係する方々については、ここを見るとよく分かるというようなものも確かに必要だと考えています。 そこは、詳細版で確認していただく考えです。しかしながら、厚いものではなかなか読まれない方もいるかと思っていますので、あわせて10ページ程度のビジュアル的なものを考えています。 名称自体も検討したいと思います。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。本体の分厚い資料はデータで50枚、60ページぐらいのイメージがあります。データ版ではその都度アップデートできるという要素はあるかと思っています。 一方で対象者を分けるという議論から、今ダイジェストというか、それをぎゅっと凝縮したビジュアルで見せていく形のものも</p>

<p>椎名委員</p>	<p>あるという御意見も出てきました。引き続き検討を重ねていければと思います。</p> <p>まだまだ議論も必要ですが、ひとまず手引きの方向性についてはこの辺りにして、各課題と協議事項についての御意見等もいただきたいと思います。ヤングケアラー支援において、委員の皆さまが現場で感じている課題は様々あるかと思います。それらをぜひ共有いただきたいと思いますし、今回資料3のところで7点例示がありますが、さらに追加でこの点をだとか、もっとここを深掘りしたほうがいいのか、御意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。</p> <p>椎名委員、お願いします。</p> <p>内容については、やはり気になるところです。</p> <p>以前、当院の身体科にかかっていた、具体的に言うと心因性難聴だったのですが、心理的などところに影響があるということで、心療科に紹介され併診にて外来フォローしていたケースがありました。</p> <p>その方は17歳で、ちょうど18歳に年が変わる時期でしたが、やはりかなり家事を中心的にやっていて、姉妹や母親は家事負担を全部その方に強いている状況でした。</p> <p>本人はかなり悩んでいました。正直、本人も家にいたくないと話されるぐらいだということで、保護などの支援をしなければいけないだろうということで、心療科内でも相談して児童相談所に相談をしましたが、年齢的に18歳になっているため関われないと言われてしまいました。外来フォローしている過程で本人の気持ちも揺らぎ、第三者機関に支援に入っていたらこうと決まった時にはすでに18歳になってしまった経緯があります。</p> <p>その事例の際は、弁護士に入っていて、シェルターまでつなぐ形で調整をしました。数カ月や数日の差で、歳が18歳になったことで関われないと言われて、我々としては困りました。もちろん関係機関によっては、関わりの条件として年齢などの縛りがあるのは仕方のないことと思います。しかしそこに乗らない人に対してどう支援するのかなど、具体的などころまで詰めた課題検討ができればいいと思います。</p>
-------------	--

田中議長	<p>ありがとうございます。とても重要な御指摘だと思います。年齢については日本ケアラー連盟でも、ヤングケアラーの定義をお話しする際には、必ず若者ケアラーについてもセットにするよう努めています。というのも、やはり今おっしゃったようなこともありますし、地続きなのです。</p> <p>子どもたち側から見ても、私は18歳になったからもう相談するところはないのだと、ヤングケアラーのサロンがあると知っても、私は18歳だしというように、本人自身が相談する声を止めてしまうケースも聞いています。</p> <p>年齢は重要な点かと思いますが、現在の埼玉県としてのお考えはいかがですか。</p>
宮下委員	<p>県地域包括ケア課の宮下です。確かに支援を受けたいと思っている方が、年齢が18歳になるとそれに関われなくなるというのは、おかしいと思います。</p> <p>条例上は18歳未満と定義していますが、当然ケアラー支援という枠組みの中では対象になります。</p> <p>また若者特有の悩みや課題なども当然あるので、18歳で区切れるということではなくて、児童相談所では何歳までなどというのはあるかもしれませんが、ケアラー支援という点で継続した支援を検討していかなければならないと考えます。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。今回、この場はヤングケアラーというところですが、ちなみに実際に施策の中では、ケアラー支援に関する手引きも作っていく方針はあるのですか。</p>
宮下委員	<p>当然そちらも支援をしていかなければならないとは思いますが。ただ現在は、ヤングケアラー支援が注目されており、国でもまずはそちらに力を入れてというところではあります。</p>
田中議長	<p>全世代ケアラー支援が本当に求められていくかと思っておりますので、まずヤングケアラーからスタートして、若者ケアラーやミドルケアラー、シニアケアラーとつないでいくことが検討できるかという点、個人的には思うところです。ありがとうございます。</p>

<p>土屋委員</p>	<p>若者というところで土屋委員に御意見を伺えればと思います。協議の項目がいろいろとありますが、学習支援というお立場からでも結構です。日頃感じていることなども含めて、お願いします。</p> <p>彩の国子ども・若者支援ネットワークの土屋です。</p> <p>支援の中身について少しお話ししたいと思います。具体的なところでヤングケアラーと言ったときに、一般的にみんなきょうだいの世話はしているのです。肝心なのは、その子自身が本来ケアされるべきなのにケアされていない点で、ここが一番問題です。親からケアされていない中で、気が付かないうちに自分自身を大切にすることができなくなっている。そして将来のことを考えるのが難しい。今日の前にいる親のことや、家事を回すことを考えなければならない。そしてこのような状況にあることを人に話せないというのが一番問題です。</p> <p>何で話せないかということ、何人も見てきたのですが、言ってもこの状況は変わらないと。もう1つは言っても分かってもらえない。語彙力がないこともあります。うまく自分の家の恥のようなものを言えないというところが大きいです。</p> <p>私たちは学習支援でそこをどのように支援していくかということ、家庭訪問です。家の中まで行って、五感で感じるというのですが、匂いだったり生活の状況だったり。家の中まで行くことは、子どもからすると自分のためにわざわざ来てくれたと。</p> <p>つまり今まで大人から大切にされた経験がない、大切にされていないわけではないけれども、ケアが足りていない状況の中で、自分のためにわざわざ時間をつくって来てくれたという、そういう大人を発見できたということが、まずすごく大事なことです。</p> <p>程度の問題はありますが、そういう大人をどうやって増やしていくかです。</p> <p>先ほどの手引きについて言えば、対象はいろいろな関係機関があると思います。大事なことはそういう大人を増やす、安心して話せる大人を増やすことです。手引きを読むことで、今日の前にいる子どもにとって安心できる大人になれるような中身になっていけば、特にいろいろ分ける必要もないかとは思いますが。</p> <p>従って、家まで行って状況が分かるような状態をつくり出すというのが1点です。</p> <p>2点目は、私たちは学習支援をやっているのですが、その子自身</p>
-------------	--

にとって今何が必要かといったときに、もちろん家事や育児を手伝ってくれる、ヘルパーのような者がいることは大事です。

ですがその子の生活は、半分は家、半分は学校です。学校できちんと授業についていけるような支援をしなければならないと強く思っています。家事支援をたくさん入れようという方向性は、それはそれでありですけれども、ぜひ追加してほしいのは、こちらの資料4に、将来の夢や進路を諦めることなく、と書いてあります。その子が自分の可能性を最大限開いていけるような支援、思いきり遊んだり思いきり学んだり、自分の世界、知らないことをたくさん広げていくような支援です。具体的に言えば勉強を教えることです。

私たちは学習教室を週に1回2時間やっていますが、隣に自分のためだけに来てくれるボランティアの方がいた、それは子どもにとってすごく大きいことです。ですので家庭訪問と、それから分かってくれる人を増やすこと。それから、その子の未来を広げていくような関わりをすること。具体的などころでこの2点をすごく感じます。

先日ですが、小学生のところに家庭訪問をしました。お母さんは重い精神疾患で、家事育児が一切できない状態でした。本来なら児童相談所案件ですが、親も子どもと一緒に暮らしたいと言っているので一時保護には至らないと。

母親と話をしていた際、母親がこの子は学校に行こうとしなくて、と言った途端、後ろで包丁を持って、「勝手なことやってんじゃねえ」と叫びました。どうしたの？と後でその子から話を聞くと、お母さんのご飯も食事も洗濯も全部自分がやっているのに、自分が学校に行こうとしなかったという言い方は、とてもではないけれども許せなかったと。そのような思いを、後で私たちにきちんと話してくれたのです。本当は、こんなふう包丁を向けて黙らせたりしたくないけれども、どうしたってお母さんはあんなったら止まらないからと、泣きながら言うのです。

私たちはたまたま行ってその子の話を聞けたから、そういうことができました。

その子に何をしたかという、学習教室で勉強を教えました。その子はよくできる子で、小学生なのに中学の理科を教えたら、すごい勢いで勉強をし始めて、教室でできるようになったら自信をつけて、学校も行き始めたのです。

このように自分の知らない世界を広げていくことは、子どもにとって希望です。理不尽な世界で、何をやっても、努力をしても

<p>田中議長</p>	<p>何も変わらない中で、やったらやった分だけ確実に自分に返ってくる確実なこと、それは勉強かと思います。</p> <p>ありがとうございます。切実な具体例を交えて大切なお話を伺いました。家庭訪問、アウトリーチといいますか、訪問する、会いに行く相談というか、向き合う形だとあらためて思います。</p> <p>窓口を設けたり、電話、メールなど、いろいろな相談の接点をつくる場はあると思いますが、会いに行くということの必要性。貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>今7番の、具体的なニーズに応じて、生活支援に限らず、その子の将来、学習、就学や進学、そして就労にもつながっていくような、具体的、直接的な支援の枠組みも、しっかりと考える必要があると思います。</p> <p>また、バリエーションというか引き出しを増やしていくことが求められると、改めて感じます。他にはいかがでしょうか。</p> <p>総合相談をされている鳩山町の齋藤委員に伺えたらと思います。現状の体制なども含めて、今いろいろな具体例がありましたが、ヤングケアラーと触れ合う機会や相談の実情なども教えていただければと思います。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>鳩山町では取りあえず庁舎全体が、総合的な相談をいったん聞きましょうという体制になっています。他の水道課であっても税務会計課であっても、子どもの相談が来たら一回話を聞いて、それに対して適切どころにつなぐ形にしています。</p> <p>本来なら、直接子どもの部署に行って御相談してくださいと言うほうが具体的でいいですけども、この場で、この人のほうが話せるかなというタイミングがあったときに話してもらって、1回受け止めるだけでも。ワンクッション置くことで、やはりその人の信頼を得られるかなという形です。庁舎全体でそういうことをやりましょうということで、全体的な共通認識を高めるために、年に4回、全課が集まった情報交換会をしています。</p> <p>それと同時に、重層的支援体制整備事業の総合的な相談窓口を平成31年から社会福祉協議会に委託しています。総合相談はどのような方でも、属性を問わず相談を受け付けるということで大変なところですが、そこから家族全体が見えます。</p> <p>おばあちゃんの介護という相談が来ても、実はお母さんがずっ</p>

とおばあちゃんを介護して家事ができないから、子どもたちがヤングケアラーとして家事をやっているケースもかなりあります。

また家事だけではなくて、とあるケースでは、両親のどちらかが自殺未遂を繰り返して、自分が学校に行っている間に、もしかしたらまたしてしまうかもという気持ちが、学校にいるときにずっとあると。気持ちは家に置いたままで、なかなか学校の学習に身が入らないという事例でした。

ですので当町は、目に見える家事だけではなく身上監護にも力を入れて見つけようとしています。

これに関しては、学校と福祉の両方の面からその子を見て、学校は学校の時間のその子の状態、福祉は福祉で日中どのように過ごしているか、この両方を集めてその子を立体的に見る形です。私は割とふらっと教育委員会に行って、〇〇さんはどうですかというような話をして、学校の指導主事からも、この人は少しこうだというような連絡があるなど教育と一緒にやっていくという考えがあります。

もう1つ、民生委員や主任児童委員の力はかなり大きいです。鳩山は比企地区に所属していて、比企地区は主任児童委員研修会を毎年やっています。去年は鳩山町とときがわ町が幹事町でしたが、コロナで集まれない中で書面会議ということで、比企地区の主任児童委員全員と事務局に、ヤングケアラーについてのアンケートを取りました。

主任児童委員や事務局がヤングケアラーについてどのような対応をしているか、どうしたいか、どういう情報が欲しいかという内容のものでした。

主任児童委員も、主任児童委員をやっているだけあって、やはりいろいろなアンテナを張って、お子さんの支援をとて熱心にやってくれているのですが、ヤングケアラーという言葉は知っているけれども対応していない方がほとんどでした。言葉は知っていて、逆に対応したいのだけれども、どうしたらいいか分からないと。

このお宅の子どもはヤングケアラーのようだ。何か手を差し伸べようとしても、困っていないと言われてしまって、もう支援が終了している。こういうときはどうしたらいいのだろう、どこに言ったらいいのだろう。学校なのか福祉なのか。

しかし言ったところで個人情報だとか、その学校にお話をして、家のことまではというような形で言われたらどうしようと、

主任児童委員は迷っているという生の声を聞きました。

主任児童委員は、簡単なパンフレットというよりは、本当に支援者のおひとりなので、詳しくこういうときはここになどと具体的な動きがわかるものがあれば良い。そして主任児童委員と言っても、やはり専門的な支援ではないので、全て肩代わりしてやっていただくことまではできないと思います。

こういう話を聞いたら、もう役場に知らせてしまっていいよだとか、こういうときにはこちらの支援専門職にお話をしてくださいなど、分かるようなものがあれば、主任児童委員も、これ以上はもう専門職に渡していいのだなとわかる。

これは主任児童委員の例えですが、そういうところも何か書いていただけると、比企地区の主任児童委員の困り事が解消できると思います。

長くなりますがもう1つ。先ほど椎名委員が言ったように、18歳の壁の話です。私は少し前まで要保護児童対策地域協議会の担当もしていました。去年か、おととしか、18歳になる子がいて、お母さんが特殊な状況で亡くなって、そこから介入が始まりました。その子は高校中退で引きこもっていました。そしておばあちゃんもいて、おじさんがいるのですが、おじさんは障害手帳はないけれども少しボーダー域の方です。ですが、お仕事はされていました。おばあちゃんは少し認知症が進んで、その18歳になった子がある程度家事をやっていると。そこで、児童相談所等に相談しましたが、18歳になっているので関わる事が出来ないとのことでした。そのため、当課と町社協がかかわることになりました。

ひきこもりの要因はもしかしたらその家事手伝いかもかもしれないというところで、いろいろ話をしていきました。ですが、自分がここで頑張っているからこそ、おばあちゃんはこちらにいられると、逆にその子はヤングケアラーに自分の存在価値を見つけてしまっているところがありました。

ヤングケアラーというと、どうしてもイコール大変な子、イコール必ず支援をしなければいけない。それは実際そうなのです。声も上げられなくて、すごくつらくて困っている子。ほぼそうだと思います。しかしその中の、そこに存在意義を見つけてしまっている子に対して全てケアを入れて、その子からケアをすることを無くしたら、その子はどこに自分の生き方を置いていいのか、自分の居場所を置いていいのか。なかなかそれが支援としては難しいところなのです。

<p>田中議長</p>	<p>そこはもう総合相談窓口がその子に定期的に会いに行って話を して、関係性を見つけて、そのときは民生委員にも入ってもらい ましたね。民生委員も、もともと知り合いでもあったのですが、 本当にこまめに訪問してもらって、家族以外の大人も信用してい いよというような形を見つけました。今はアルバイトに受かって 働いていると思います。</p> <p>おばあちゃんは施設への入所が決まって入所できました。そう なるとその子も、おじさんはいるのですが、あまり日常的にたく さん家事をしなくてよくなり、総合相談が入っていたので、今は 外出できるようになってきたというケースがありました。</p> <p>本当にヤングケアラーというものを全面に出して、皆さんに知 ってもらうことはとても重要だと思いますが、イコールその子は 大変な子なのだとは、植え付けないでいただきたいです。</p> <p>ただちょっと気にしてほしいというようなイメージの周知だ と、よりいいかと私は思っています。</p> <p>ありがとうございます。本当に貴重な話ですし、後半の話では、 本人の存在意義というキーワードがありましたけれども、この家 族の中の自分の役割として、幼いきょうだいのケアも含めてやり がいを感じる、きょうだいが大きく成長するのはうれしいという 中で、私の役割と思っている方もいます。</p> <p>本当に丁寧に慎重に、しかし自分の将来、これからの生活をど うするかと考えるもったりするケアを。おばあさまが入所され るだとか、ケアの役割が終わるタイミングもあると思います。そ ういったことも見据えながら、近い未来も見ながら、どうしたい かという対話が必要だと改めて思います。</p> <p>今の話はこの協議事項の、早期発見、アセスメントの部分や、4 番の相談窓口や体制の部分、そして5番の個人情報のところにも 触れていただいたように思います。ありがとうございます。</p> <p>コミュニティーソーシャルワーク、アセスメントのところ、 もしよければ川越市社協の柴委員に伺えたらと思います。</p> <p>総合相談の窓口を設置されていると思いますが、アセスメント シートなどの連携のためのスキームというかツールや、特にヤ ングケアラーというところで、こういった体制の中で今展開されて いるのですか。</p>
-------------	---

柴委員

川越市社協は昨年度から重層的支援体制整備事業を請け負っています。ですが正直、国が言っている重層の形は、まだ十分に整備し切れていないのが現状です。ですので重層に乗せたようなケース、つまりきちんとアセスメントシートを作って計画を立てて支援に入ったのはまだ数件で、ヤングケアラーの事案は今のところありません。

ですが、社協としてこれまでコミュニティーソーシャルワークを進める中で、ヤングケアラーの問題に直面する場面もありました。

失敗談になってしまうのですが、SOS を出してきたのは学校の先生でした。本人は、お母さんを支えるためにどうしたらいいかと考えていて、自分がどうしたい、こうしたい、ではなかったという事案でした。

最終的に、お母さんを支援するにはどうしたらいいかという相談に乗って、このような方法が、というところで、つなぎ先を幾つか教えました。ですがお父さんとの関係があって、なかなかうまく行動に出られませんでした。

そのうち先生が異動してしまっていて、その後社協はその先生とのつながりがなかなか持てなくなってしまった。本人は連絡先を教えたくないということで、困ったときは自分から連絡するのでというところで、関係が切れてしまったのです。

今この話をしたのは、やはり SOS を出しやすくするために、まずどうしたらいいのかということ。それから、われわれやその地域の支援者が SOS をきちんとキャッチできるようにするためにはどうしたらいいのかということが、このヤングケアラーの問題にとっては大事かと思います。

手引きはすごく大事だし、県で子ども向けに作ったものも有効だと思います。

私が関わって失敗したのは、やはりつなぎ先につないでも、先ほどの 18 歳問題などというところでうまく機能せず、われわれ自身もどうしたらいいか分からない状況があったので、要するに解決策が目に見えなかった。

良い事例や悪い事例を積み重ねていく中で、この手引きの中に、良い事例だけではなくて、うまくいかなかった事例なども入れていくことが必要かと思います。当然、地域でヤングケアラーを支えていく体制づくりは簡単にはいきませんが、知ってもらいながらつなげていく役割の人間、われわれのような専門職が、しっか

<p>田中議長</p>	<p>りそういうつなぎ先や、支える側の意識づくりをしていくことは大事かと考えています。この場でそういったことも議論されて、手引きなりにしっかりと反映できればいいかと感じています。</p> <p>われわれ支援者側も、その世帯の抱えている課題をどのように整理したらいいのか、まだ十分な実績がないので、勉強していかなければならないかなというところです。</p> <p>教えていただき、どうもありがとうございました。</p> <p>いろいろと皆さまの現場からの話がありましたが、その他、協議の項目の中ではいかがですか。</p> <p>清水さん、お願いします。</p>
<p>清水委員</p>	<p>先ほど主任児童委員の話が出ていましたけれども、今日いらっしやっている土屋委員にも御指導いただいていますし、県地域包括ケア課の方々にもいろいろ研修をやっていただいて、主任児童委員の知識はいろいろと非常に上がっています。</p> <p>民生・児童委員の方々に部会を通して話をしながら、こういった問題についての認識が非常に強くなってきている部分があります。</p> <p>ただ一方でコロナが起きてから、民生・児童委員も、地域の子ども、もしくは家庭がすごく見えにくくなっているという声は非常にあります。こういった問題はやはり、その実態を把握するところから入っていかなければならないと思うので、ぜひその見える化をしてほしいと思うのです。</p> <p>先日、たまたま朝、埼玉県草加東高校のニュース番組がありました。心のケアをどのように見つけるか、埼玉県が東京大学の先生方と話し合っ、モデル校をつくって活動をしているというニュースでした。</p> <p>そういったことを聞く機会があったので感じたのですが、今小学校や中学校では、健康診断の際に、身体的な部分では非常に細かくチェックがあると思いますが、心の状態のチェックは全くないと、その先生はおっしゃっていました。何かそういったこと、心が健康に育っているかというチェック項目の中で、こういったヤングケアラーの問題や、また、何かの悩みから自殺を考えている子を見つけるような仕組みを研究している、もしくはタブレットを使って発見するような技法は、世の中に出来つつあると思います。</p>

	<p>小学校、中学校の子どもたちの実態調査について、先ほど土屋委員から家庭訪問が一番だという話があったかと思いますが、今実際に先生方は、以前と違って家庭訪問はやっていないですね。そういった意味でも、だんだん見えなくなっている部分がたくさんあります。その影響を受けて、いろいろなものが悪い方向に向かっている部分があるのではと思います。</p> <p>ぜひヤングケアラーも含めた、問題を持っている子どもの発見をどのようにしていくか、この部分をしっかり確立して進めていくのも1つの方法かと思います。</p> <p>こういった機会なので、最新の技術も含めてそういった技法を取り入れて、子どもの実態調査をきちんとやっていくことがすごく大切かと思いますので、ぜひやっていただきたいです。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。アンケート調査で実態を、最新の技術というキーワードがありましたけれども、工夫をしながらしっかりと現状を捉えていく重要さを指摘いただいたかと思います。</p> <p>時間はまだあるということなので、発言いただいていない委員の皆さんに伺いたいと思います。</p> <p>先ほど教育というキーワードも出てきましたが、鴻巣市の教育委員会の矢野委員に学校現場でのヤングケアラーの支援、協議事項に関連してでもいいのですが、現状を教えていただければと思います。</p>
矢野委員	<p>2つ話したいと思います。</p> <p>1つ目は今話のあった、最新の技術を使って何らか拾う方法がないのかというところです。まず恐らくどこの学校もやっているのは、紙による学校生活に係るアンケートです。これは思いやりアンケートと銘打って、いじめの早期発見、未然防止等々を目的に行っています。少なくとも本市は行っています。ヤングケアラーについても、当然そういったアンケートができれば良いと思います。</p> <p>本市では、学習者用端末が全員に配られているので、去年はあえてインターネットのアンケート機能を使ってやりました。そうすると、子どもたちの心理状態というのは面白いもので、仲良しアンケートなど手元の紙で書くと、どうしても先生に直接手渡さなければいけない。それがハードルになるのだと思います。というのは、オンライン上でアンケートをして、ヤングケアラー以外</p>

の困り事も書いてねと言うと、今までの紙では出てこなかった友達とのトラブルなども拾えたのです。従って、おっしゃるとおりそういった技術を生かしていくことは非常に大事かと思えます。

本市も今年度はどうしようかと考えているところですが、子どもたちにとっての言いやすさという点では、1つ大きな武器になるかと思っています。

次に、皆さまの話を聞きながら自分なりに感じて、考えていたこととしては、どうしても学校の教員なので、地域にいる大人という目ではなく、私は大人を保護者という目線で見ています。

自分がわが子に迷惑を掛けていると分かっていたら、その方にある程度の行動力があれば、多分、市役所や社協に相談しているのではないかと思うのです。

問題はケアラ一条例にもあったとおり、子どもは手伝うことも大事だけれども、それより未来に向かって学んだり、自分のやりたいことをしたりというのが、ケアラ一条例の後ろのほうにも書いてありましたよね。

だから18歳未満は大事なのだと。それに保護者が気付いていないことがすごく問題なのではないかと思うのです。

うちの子はお手伝いをして偉い。だから先生、認めてよということが、ひょっとしたら間違っているかもしれないと、保護者に気付いてもらわなければいけないのだと思います。ですので保護者へのアプローチがあってもいいかなというのが1点です。

もう1点、私も事前打ち合わせで少し間違ったことを言ったかなと思ったのは、子どもたちはヤングケアラーという言葉を知らない、だからアンケートがうまくいかない部分があった、という言葉を使いました。

ですが、子どもたちがヤングケアラーという定義や言葉を知ることが、果たしてすごく大事なのだろうか。そこが肝ではないと、今は少し思っています。

大事なのは子どもたちが、今自分たちは何をすべきなのか理解すること。条例にあるとおり勉強をして、未来に向かって、今そこに集中すべき、その一部として手伝いも含まれることは必要であると考えること。

しかし自分のやっている行動が、その学習などの妨げになっている可能性があるかもしれない。そういうことを子どもたち自身が自分に気付かせなければいけないのだと思います。

ですので、県の方がいろいろと作ってくださるパンフレットを

	<p>生かしながら、そういった学びの機会を子どもたちに与える。さらに言えば、そういった学びの結果が親に伝わるともっといいと思うのです。</p> <p>そういった学習をやった。自分が自分のことを見つめた。私は今こういうことを思っているよ、お母さんお父さん、というふうに上手に伝わったら、例えば親がその学習のアウトプットを見て、もしかしたら私は負担をかけていたかもしれないと自然と気付いてくれれば。外部からの支援を受けなくても、自分自身で行動を変えてくれる保護者がいれば、それはそれで支援の1つだと思います。</p> <p>ただ気を付けなければいけないのは、子どもには先にそれを言っておかなくてはいけないという点です。急に家に持って帰ってお母さんに見せてねと言ったら、必ず大きなトラブルになる。</p> <p>これは最終的に家に持って帰ってもらって、家の人に見てもらうからね。だから書ける限りでいいよ。そういった配慮は十分必要かと思います。私の立場からは以上です。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。とても重要な指摘をいただいて、親、保護者へのアプローチが必要ではないかということも具体的に話をいただきました。</p> <p>また、お子さん、生徒さんから、学校で学んだことを保護者に伝えていくというような話もありました。</p> <p>それからヤングケアラーという言葉だけではなくて、その状態自体を自分が認識できるような働き掛けの重要さも感じました。深めていきたい点だと思います。</p> <p>フードパントリーの草場委員、お願いします。</p>
草場委員	<p>各方面の皆さまの話は大変勉強になります。</p> <p>実は私は県フードパントリーネットワーク、地域でパントリーの活動をしているとともに、民生委員・主任児童委員でもあります。</p> <p>他にも学校運営協議会の委員で、学校で連絡コーディネーターもやっています。地域でいろいろな立場で、子どもを中心に支える活動をしているところです。</p> <p>日頃一番感じていることは、地域での支援の連携が本当にでき</p>

ないということです。もう、じくじたる思いでいるので、その辺のところをお話ししたいと思います。

ある方が私のところにやってきました。最初は市民活動として支えていて、その家庭の親は子育てができなくて、上の子どもは児童相談所に預けたままで、生まれたばかりの赤ちゃんがいました。

親自身も、何回も自殺をしようとしている状態だったので、命の危険がありました。私は市民活動の立場で子ども福祉課に行きましたが、それは市民活動の立場では共有できないことなので無理ですと言われたのです。

それでもすごく心配だったので、ではその地域の民生委員であれば、該当の地区の人であり、守秘義務を守りながら一緒に連携できると思って、その地域の民生委員に、事情を伝え、すごく心配なので、一緒に市と連携してやっていきたいと言いました。

その民生委員は実はたまたま市の会長だったのです。その会長が、私が言ってくると言ってお出掛けていったのですが、その結果、市と児童相談所がきちりやっているから民生委員のフォローは結構だと言われてしまいました。

私は常々、本当に心配な家庭というのは1つの方向からだけではなくて、いろいろな方向からの支援が必要であるし、1人の子どもでもいろいろな課題を、ダブルで、トリプルで、あるいは4つも5つも抱えているような場合もあります。

やはり1つの面からの支援ではとても補えない部分がある。だからこそ、いろいろな立場からいろいろな支援をして支えることがとても必要です。地域で個別の児童を支えていく連携ができないことに、とても悲しい思いをしています。

それは実は学校も同じで、ある学校の校長先生にこの学校にヤングケアラーの子どもなどはいますか。そのような家庭が分かれば、私たちは地域でできることはしたいと思っていると話しました。

そうしたら、その先を学校として何かできるのであれば調べるけれども、今はその先のことできない。よって調べる意味がないと言われてしまったのです。学校に、そこまで、その先で何かをしてほしいとお願いしているわけでは決してないのですが、私たちは知りたいのだけれども、なかなかそのキャッチするところが難しい、そこだけを担っていただきたいのだと申し上げましたが、今働き方改革で、先生はそのような余計なことが本当にできなくなっているのだと。そうは言うけれども、ちょっとそれは難

<p>矢野委員</p>	<p>しいというような感じでした。</p> <p>実は私が活動を始めたとき、教育委員会の指導主事のところに伺ったときにも、やはり同じように、学校に福祉を持ち込んで駄目だと言われました。</p> <p>学校現場に子どもを支えるということを入れていくには、こんなに壁があるのかと思いました。実際に私は学習指導員でもあるので、補助教員として教室にも入っているのです。そして子どもたちを見ているのですが、知的レベルがすごく高い子でも、家が落ち着いていないと学習に取り組みません。</p> <p>基本的な生活ができて、衣食住が足りていて、気持ち的に落ち着いていて、初めて勉強やスポーツに向かえるのです。そこが欠けている子に対して学校でそのフォローをしないというのは、教育放棄だろうと私は思っているのです。</p> <p>そこが学校でできないのであれば、地域で補えと言っている人もいます。福祉の専門家もできることがあると思っていると思うのです。何で一緒に、1人の子の幸せのために手を携えることができないのか。民生委員を10年やっているのです、10年以上そのように思いながら、活動を続けています。</p> <p>本当に実際の現場でそれができるようにならないと、全く進んでいかない。連携とは名ばかりな協議会に私は幾つも出ています。その場では連携は大事だ、連携連携と、言葉だけはすごく飛び交っているのですが、実際にという話になると別問題になってしまうのです。</p> <p>それがすごく悲しくて、ぜひこの協議会では、実際に個別の活動を地域でするときに、横で手を携えていけるような活動になったよと言えるような成果を出したいと、私は決意しています、よろしくお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>先生たちは、すごく責任感が強いのです。いったん開けた箱は最後まで、いじめなど、何とかやり切らなくてはいけないと思ってくれる方がたくさんいます。</p> <p>ただこの件は、家庭内で起きていることなので、先生たちが家庭内に入ってまで対応しきることは、非常に困難です。ですので、気付いたらどこにつなげればいいのか、それがはっきり分かれば先生たちはやれると思います。</p>
-------------	--

有賀委員

県教育局人権教育課の有賀です。先ほど草場委員の話しを伺って、やはり学校と福祉の間で連携していくのは難しい面があるなど、あらためて思ったところです。

ただ、学校側が何もできないというのは違うと思います。学校というのは第1に、ヤングケアラーかなと分かったときに、それをすぐに福祉につなげるわけではありません。まずは学校において、その児童・生徒の心のケアをしてあげたり、相談に乗ってあげたり、先ほどあったように、いつでも相談に来てというスタンスでいてあげることが大事だと思います。

その上で、どうしてもこれは学校では手に負えないというときに、相談窓口に繋ぐことや、市の福祉課につなぐという形を取ることが、学校の姿かと思っています。

私は元々高校教員なのですが、市町村よりも、県の高校生はさらに難しい状況だと感じています。全県一区になっているので、全県から生徒が来ています。高校の教員は、その通ってくる生徒の市町村に知らせたこともないことがほとんどなのです。そういったわけで、そこをどうやって福祉につなげていくかは、県教育委員会としては非常に大変だと思っているので、いろいろな取り組みをしています。

高校のところで支援は難しく、県立高校の校長先生が市役所に行って、福祉で何とかしてくれと、それは中学校の校長先生と一緒に言っても、なかなか福祉ではこじ開けられないケースも何個か見てきています。

その中でも、やはり高校になってからだと、家庭内での役割のバランスがどんどん高度化、専門化していきますので、担い切れなくなって崩壊してしまう。介護を受ける方、母親だったり父親だったり祖母だったりも、どんどん介護の状況が悪くなっていくので、そういうバランスが急に崩れるのです。

ですから高校の先生はいつも、小中学校で何とかしてくれと言います。ですので小中学校のうちから、そのときは支援が要らないように見えても、支援していくことが必要だと思います。

田中議長

ありがとうございます。
佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員

鳩山町社協の佐藤です。

今、学校関係の話がいろいろ出ていましたけれども、私ども社協は、学校と役所と連携していろいろ進めています。割と学校のフットワークがよくて、私も先日、某小学校の校長先生と、校庭の中の畑をやってきたのですが、逆に学校の、それこそ管理職もぐいぐい突っ込んできて、意見を交換しようよというような感じでした。

もちろんいいですよという感じで、一緒にやるのですけれども、そういったことで、もちろん個人情報などいろいろな細かい問題はありますけれども、そこは行政等にも取り持ってもらって、割とそういった形で進めているケースもあります。

それから、手引きについては、いろいろな考え方を聞いて、なるほどと、私も今日、本当にこの時間は勉強をさせていただきました。要は、どのような良いものを作っても、使い方だと思うのです。

支援者としては、自分の立場で何らかの支援に関わっていると思います。そこに、ヤングケアラーという言葉はともかく、このケースをこのような支援の考え方で動いたら、あの子たちはどうなるだろうというような視点を持ってやる方向で、それぞれの立場で使える手引きになればいいと思います。

子ども向けのハンドブックについては、言葉の問題はともかくとして、やはり子どもたちが自らの気付きをするにあたっては、内容も大事だけれども、使い方としては、例えば、総合的な学習の時間などがありますよね。

今は指導要領がどうなっているか分かりませんが、低学年と高学年で同じことをやっても意味ないですから、そういった学習の時間で成長年齢に合わせて、その時間を使って何か話をして、〇〇さんはこのときどのような気持ちだったかな、というようなやり方をしたほうが、本人の気付きにつながるのではないのでしょうか。

一律にハンドブックを配って終わりではなく、そのような視点のやり方を1つ持ってみるのもいいかと思いました。

また、資料3の2ページの7番、ニーズに応じた生活支援サービスの創設・拡充についてです。今後また議論を進めていく内容かと思いますが、1つ基本的な考え方を聞きたいのは、支援サービスは1つの対策として必要かとは思いますが、これは大きな見方をすれば、基本的に公的な制度の支援とインフォーマルな

<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>支援があらうかと思います。</p> <p>それを2つとも拡充し、片方だけではなく、必要だと思うものを作ってやっていくということなのか。公でもなく民間だけでもなくというような考えで進めるということで、ここにこのような文章でまとめられているのか、お考えを伺いたいと思います。</p> <p>7番については、基本的には支え合いも含めたインフォーマルなサービスと考えていました。ただおっしゃるとおりで、制度的な支援は当然に必要なと思うので、そこはまた検討していきたい。例えばここで言うと、市町村、行政による窓口、関係機関の連携調整、その流れの中で必要な支援を作っていくことも考えられると思います。その辺は、特にこの協議会自体は、制度の創出というところではインフォーマル、公的サービス以外が中心でしたが、関連するところですので、そのことを含めて今後検討したいと思います。</p>
<p>県地域包括ケア課 (藤岡局長)</p>	<p>埼玉県です。先ほどの子ども食堂・未来応援基金を使って、例えば民間団体にご協力いただきながらの生活支援サービスの創出なども、地域によっては、場合によってはできるのではないかと思います。また今年から、国の補助事業の、訪問支援サービス事業でそういったものができました。県も合わせてこちらに補助を出して、各市町村に使っていただけるような事業を準備しているところです。</p> <p>いろいろな形で、本来であれば介護保険、また今度の改正の中で、うまくケアラー、ヤングケアラー向けの支援も担えれば一番良いです。もしそうならなかったとしても、補いながらできるのではないかと。いろいろな形で、各地域で使いやすい、使われるような制度、事業を考えていくことができるかなということで、支援サービスの創出を課題として出しているところです。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございました。皆さまの熱意ある御発言、本当にありがとうございます。十分に入間市や富士見市の皆さまから御発言をいただく機会がなかったので、これだけはこのところがありましたらいかがですか。</p>

<p>木下委員</p>	<p>木下委員、お願いします。</p> <p>入間市こども支援課の木下です。入間市が抱えている課題というか、この資料にもありますが、入間市は令和3年7月に小中学校、高校の一部の児童・生徒、先生、約1万人に調査をしました。</p> <p>結局、小学校、中学校、高校の4%だとか5%の方がヤングケアラーに該当するという結果になりました。先日、『埼玉新聞』で入間市でヤングケアラーに該当する方は260人という記事がありました。調査をした人数と割合を掛けるとそうなるのだと思います。</p> <p>実際には何百人いるか分かりませんが、正直、こども支援課だけで見つけるのはとても難しいです。ただ、何も動かなければ絶対に把握できない状況ですし、子ども自身も、やはりなかなか声を上げられない中で、こちらからのアウトリーチというか、そういったことも必要かと思えます。</p> <p>こども支援課だけで対応するのはなかなか難しいということで、関係課の課長や担当者で会議などを行ったりしています。</p> <p>その中でマニュアルを作ったりして、先ほど鳩山町の齋藤委員がおっしゃっていたとおり、他の課で最初に相談を受けた場合は、いきなりこども支援課につなぐのではなくて、各部署で対応することとしています。</p> <p>例えば障害者支援課だったら、放課後デイサービスや障害者の施設の方から、このような子がいたと障害者支援課に話してもらう。そこでヤングケアラーかどうかを判断してもらって、ヤングケアラーであればこども支援課につなぐ。そういった体制を取るように共通理解を図っているところです。</p> <p>それから、先ほどから教育と福祉の乖離が話題になっています。どちらも子どもについて一生懸命に取り組んでいるとは思いますが、やはり一緒にやっている中で、ある意味なかなか難しい面もあると思うのです。</p> <p>ですからこういったところで、スクールソーシャルワーカーもいらっしゃいますが、今後はこちら、まずこども支援課でいろいろな市の組織だけではなくて他の、例えば地域包括支援センターや、もちろん民生委員・児童委員などの会議等にも出向いて、ヤングケアラーの早期発見や、このような子がいたよという情報の提供については適宜お願いしているところです。これからもいろいろな団体が集まる場があれば出向いて、そういった形で情報提供をお願いする予定です。</p> <p>結果として何%などと出ていますが、なかなかその子どもを見</p>
-------------	--

<p>田中議長</p>	<p>つけるのは難しいという、そこは本当に課題だと思います。ですので今後、こども支援課だけではなくて、いろいろな課を交えて、縦の連携や横の連携、それから関係機関の情報連携などをして、本当に必要なお子さんに支援が届くようにやっていきたいと考えています。</p> <p>条例は7月1日に制定する予定なのですが、具体的な支援についてはこれから進めていかなければなりません。今日、貴重な御意見をいただいたので、またこういった場で皆さんにいろいろ御指導をいただきながら進めていきたいです。</p> <p>どうもありがとうございます。時間も超過しているのでまとめます。この(1)、(2)の協議について、現在資料3のとおり、大きな枠組みとして7つの項目を上げており、それについて今、さまざまな分野から現状をお伝えいただいたところです。さらに付け加える大きな項目はなさそうだと、確認はできたかと思えます。引き続きこの7項目を中核にしながら議論を重ねる方針で、第2回、第3回と進めていければいいかと思えます。</p> <p>なお、第2回の協議会以降で、入間市、富士見市、鳩山町の行政のお立場からの実情など、また話しを伺えたらと思っています。特に今日も議論になりましたけれども、4番5番の市町村における窓口や個人情報の扱いなどを中核にお話しただけだと思います。</p> <p>ひとまず協議事項の(1)、(2)はこちらで終わりにして、最後、(3)番のその他です。</p> <p>ヤングケアラー理解を深め支援を考える研修の実施について、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (近藤主査)</p>	<p>〈事務局から－ 資料5を説明 －〉 ヤングケアラー理解を深め支援を考える研修の実施について</p>
<p>田中議長</p>	<p>それでは、ただ今、御説明がありました内容について、皆さまから御質問、御意見はございますか。</p> <p>－ 質疑応答 なし －</p>

